



第6条 社員の氏名及び住所、出資の価額は次のとおりである。

1. 社員

金 円

(社員が有限責任である旨)

第7条 当会社の社員は、その全部を有限責任社員とする。

(業務を執行する社員)

第8条 当会社の業務は社員 　　　　　 が執行する。

(代表社員)

第9条 当会社の代表社員は 　　　　　 とする。

(営業年度)

第10条 当会社の営業年度は、毎年 月 日から翌年 月 日までとする。

(定款に定めのない事項)

第11条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、合同会社 　　　 設立のため、定款作成代理人である行政書士福田昌樹は電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成 年 月 日

有限責任社員

上記 の定款作成代理人

札幌市豊平区平岸2条7丁目2番20 202号

行政書士 福田 昌 樹

登録番号09010001号